

発議第3号

令和4年6月8日

香芝市議会議長 様

発議者 香芝市議会議員 下 村 佳 史
河 杉 博 之
小 西 高 吉
中 山 武 彦
上田井 良 二
芦 高 清 友
木 下 充 啓
眞 鍋 亜 樹

青木恒子議員に対する懲罰動議

次の理由により、青木恒子議員に懲罰を科されたいので地方自治法第135条第2項及び香芝市議会会議規則第154条第1項の規定により動議を提出します。

理由

青木恒子議員に対する懲罰においては、令和3年12月議会からの懲罰事犯における議会の議決を再三にわたり否定し、自らの個人意見を優先する立場を固持し続ける姿勢は到底看過できるものではありません。

従って、今回の令和4年6月6日の本会議における陳謝文の朗読の拒否についても、さらなる懲罰事犯の発生は明白であると考え、地方自治法第135条第2項の規定に基づき、懲罰を科すことを求めます。